

目 次

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

地域密着型サービス事業者の廃止

公示送達

地域密着型サービス事業者の指定

放置自転車の撤去及び保管

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定

公示送達

津市公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

令和6年度津市営住宅補充入居者の公募

令和6年度津市営住宅随時補充入居者の公募

令和6年12月分津市農用地利用集積計画の決定

市有財産売却に係る条件付一般競争入札の実施

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年美里村告示第25号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

北長野自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和6年4月21日の定期総会において改選されたため。

津市告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年1月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人安濃津福祉会
- 2 事業所の名称
デイサービスのぞみ
- 3 事業所の所在地
津市芸濃町棕本6215番地1
- 4 廃止年月日
令和7年1月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第3号

下記の者の令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年1月14日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○	令和6年度市民税・県

	○	民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	市民税・県民税税額変更通知書（令和4年度分）
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）

	○○○○○○○○○○	通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○	令和6年度市民税・県 民税・森林環境税納税 通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	令和6年度市民税・県 民税・森林環境税納税 通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○	令和6年度市民税・県 民税・森林環境税納税 通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○	令和6年度市民税・県 民税・森林環境税納税 通知書（第4期）
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	令和6年度市民税・県 民税・森林環境税納税 通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○	令和6年度市民税・県 民税・森林環境税納税 通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○○	令和6年度市民税・県 民税・森林環境税納税 通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○	令和6年度市民税・県 民税・森林環境税納税 通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○	令和6年度市民税・県 民税・森林環境税納税 通知書（第4期）
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	○○○○○○	市民税・県民税税額変 更通知書（令和5年度 分）

<p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○○○○</p>	<p>令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）</p>
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○○○○</p>	<p>令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）市民税・県民税税額変更通知書（令和5年度分）</p>
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○</p>	<p>○○○○○○</p>	<p>令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）</p>
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○○○○</p>	<p>令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書（第4期）</p>

津市告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の1第1号の規定により告示する。

令和7年1月14日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人安濃津福祉会
- 2 事業所の名称
デイサービスのぞみ
- 3 事業所の所在地
津市芸濃町棕本6215番地1
- 4 指定年月日
令和7年2月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第5号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月14日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
戸木町地内	1	令和6年7月26日
久居新町地内	2	令和6年8月3日
高茶屋小森町地内	1	令和6年8月13日
雲出島貫町地内	1	令和6年8月21日
久居桜が丘町地内	1	令和6年10月31日
久居北口町地内	1	令和6年11月1日
久居新町地内	1	令和6年11月6日
津駅東口自転車等放置禁止区域	3	令和6年12月4日
新町二丁目地内	1	令和6年12月4日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和6年12月13日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	7	令和6年12月16日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和6年12月18日
久居駅前第1公共自転車等駐車場	24	令和6年12月25日
久居駅前第2公共自転車等駐車場	20	令和6年12月25日
桃園駅前公共自転車等駐車場	1	令和6年12月25日
桃園駅前第二公共自転車等駐車場	6	令和6年12月25日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和7年1月15日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人いろ葉
- 2 事業所の名称
もりのわ
- 3 事業所の所在地
津市白塚町1番地7
- 4 指定年月日
令和7年1月1日
- 5 指定事業の種類
 - (1) 特定相談支援
 - (2) 障害児相談支援
- 6 事業所番号
 - (1) 特定相談支援事業所 2430502910
 - (2) 障害児相談支援事業所 2470500857

津市告示第7号

下記の者の市民税県民税督促状、軽自動車税（種別割）督促状、差押調書謄本、配当計算書謄本及び債権差押解除通知書は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年1月15日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○	○○○○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	配当計算書謄本及び債 権差押解除通知書
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○○○○	令和6年度軽自動車税 （種別割）督促状随期
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○	令和6年度軽自動車税 （種別割）督促状随期
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○	令和6年度軽自動車税 （種別割）督促状随期
○○○○○○○○○○	○○○○○	令和4年度市民税県民 税督促状第4期

津市公告第1号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月6日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

507010609

公 告 日	令和7年1月6日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和6年度建整道維補第3号 香良洲町地内道路改修工事（その2）			
工 事 場 所	津市 香良洲町	地内		
工 事 概 要	側溝蓋 1,493枚			
工 期	契約締結の日から 令和7年3月25日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年1月17日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和7年1月9日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和7年1月14日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和7年1月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年1月22日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	6,335,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

507010610

公告日	令和7年1月6日	工事担当課	建設整備課	
工事名	令和6年度建整道新第2号 脇ヶ野篠ヶ広線道路改良工事(その2)			
工事場所	津市 美杉町下之川	地内		
工事概要	掘削工 5,700m ³ 法面吹付工 526m ² 法枠工 588m ² アンカー工 一式 管渠工 71m	集水桝・マンホール工 3箇所 排水工 139m		
工期	契約締結の日から 令和7年7月28日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和7年1月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和7年1月15日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和7年1月20日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和7年1月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和7年1月29日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	113,869,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件は週休2日モデル工事(発注者指定型)試行案件です。 <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u> <u>週休2日モデル工事に係る経費の計上方法に注意してください。</u> 			

津市公告第2号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募します。

令和7年1月6日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和6年度第4回市営住宅補充入居者募集

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
 - ア A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）
 - イ B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯

- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある世帯
 - (オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯
 - (カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯
 - (キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯
- ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。
- (ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円
 - (イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）
 - (ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - (エ) 特定扶養親族1人につき25万円
 - (オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）
 - (カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）
 - (キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者
 - (6) 市町村税等を滞納していない者
 - (7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和7年1月16日（木）から1月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）又は市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館1階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）第4条第2項又は第3項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 市外在住者の場合は申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第10条第3項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第5条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で20歳に満たない児童と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起

算して5年を経過していない者

- (4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等
- (5) 申込者が60歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者
- (6) 18歳未満の子が3人以上いる者
- (7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1（最重度）～B1（中度）の交付を受けた者）
- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者
- (9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等

4 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和7年1月6日（月）から1月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成18年訓第182号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。

公開抽選会は、令和7年2月20日（木）の予定です。

(1) A区分住宅

- | | | | |
|---|------------|---------|-----------------|
| ア | 白塚団地 | 1戸 | |
| | 津市白塚町58番地3 | | 鉄筋コンクリート5階建 3DK |
| | 家賃 | 14,700円 | ～ 33,900円 |
| イ | 大井アパート | 1戸 | 単身世帯可 |
| | 津市中河原134番地 | | 鉄筋コンクリート4階建 3DK |
| | 家賃 | 11,700円 | ～ 26,200円 |

ウ	千鳥アパート	1戸			
	津市三重町津興433番地6		鉄筋コンクリート3階建	3DK	
	家賃	17,700円	～	40,700円	
エ	藤方団地	2戸			
	津市藤方297番地		鉄筋コンクリート5階建	3DK	
	家賃	13,100円	～	30,600円	
オ	南阿漕2号館	1戸			
	津市阿漕町津興222番地8		鉄筋コンクリート4階建	3DK	
	家賃	15,200円	～	33,300円	
カ	城山アパート	1戸	単身世帯可		
	津市城山2丁目19番11号		鉄筋コンクリート4階建	2DK	
	家賃	6,900円	～	11,600円	
キ	雲出	1戸	高齢者・障がい者世帯用		
	津市雲出長常町1026番地1		鉄筋コンクリート3階建	2DK	
	家賃	20,200円	～	46,500円	
ク	相川団地	1戸	単身世帯可		
	津市久居相川町1957番地1		簡易耐火平屋建	2K	
	家賃	3,600円	～	8,300円	
ケ	中町団地	1戸			
	津市久居中町366番地		鉄筋コンクリート3階建	3K	
	家賃	10,700円	～	24,700円	
コ	相川西団地	1戸			
	津市久居野村町2007番地1		鉄筋コンクリート3階建	3DK	
	家賃	13,500円	～	31,100円	
サ	桃里団地A棟	1戸			
	津市戸木町2191番地		鉄筋コンクリート4階建	3DK	
	家賃	18,700円	～	42,900円	

(2) B区分住宅

ア	朝汐アパート	1戸	単身世帯可		
	津市下弁財町津興802番地		鉄筋コンクリート4階建	2DK	
	家賃	7,500円	～	11,200円	
イ	阿漕アパート	1戸	単身世帯可		

津市柳山津興318番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,200円 ~ 12,200円

ウ 西城山アパート 1戸 単身世帯可
津市城山3丁目10番3-410号 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,800円 ~ 13,100円

家賃は、令和6年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、令和7年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

令和7年3月下旬の予定です。

津市公告第3号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募します。

令和7年1月6日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和6年度市営住宅随時補充入居者募集

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
 - ア 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

 - (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
 - (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
 - (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
 - (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯
 - (オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金

の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

イ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を1.2で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）

(ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(エ) 特定扶養親族1人につき25万円

(オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和7年1月16日（木）から令和7年3月31日（月）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(2) 申込方法

住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）第4条第2項又は第3項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和7年1月6日（月）から令和7年3月31日（月）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

4 選考

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を決定します。

5 募集住宅及び戸数

(1) 藤水団地 1戸 車椅子使用世帯用
津市藤方2135番地 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 21,100円 ~ 46,400円

家賃は、令和6年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、令和7年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

入居準備完了次第、随時となります。

津市公告第4号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和
55年法律第65号）第18条第1項に基づき、津市農用地利用集積計画を定
めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和7年1月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第5号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年1月14日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和6年度第7回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件 番号	概要					特記 事項
	区分	所在	地番	登記地目	登記地積	
1	土地	津市桜田町	20番6	宅地	1,610.41 m ²	別紙① 物件調 書のと おり
2	土地	津市津興字北阿漕田	276番2	雑種地	141 m ²	別紙② 物件調 書のと おり
		津市津興字南阿漕田	156番13	雑種地	41 m ²	
3	土地	津市安濃町清水字筑原	336番1	宅地	320.28 m ²	別紙③ 物件調 書のと おり 古家あ り
4	土地	津市白山町中ノ村字高戸	84番2	雑種地	40 m ²	別紙④ 物件調 書のと おり

(3) 各物件に関する特記事項

ア 別紙各「物件調書」（公有財産売買契約書の物件調書を含みます。）

の内容と各物件の引渡し時の現地の状況に相違がある場合は、これらの物件調書の内容にかかわらず、現状有姿により引き渡します。

イ 本市は、別紙各「物件調書」に特別の記載がある場合を除いて、各物件における地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査（物件番号3の建物の耐震調査、アスベスト調査等を含みます。）は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壌汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ 各物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、各物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、

本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないこととします。

エ 別紙各「物件調書」に記載の事項のほか、売買物件に品質又は数量等に関してこの契約の内容に適合しないものが発見された場合であっても、本市は売買物件の契約不適合責任を負いません。また、落札者は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、売買契約の解除及び損害賠償請求をすることができません。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者としてします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (5) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力

制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）

- (10) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止等を受けている者
- (11) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (12) 日本語が理解できない者
- (13) 日本国内に住所及び連絡先がない者
- (14) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 申込方法 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 申込期間 令和7年1月15日（水）午後1時から同年2月4日（火）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 申込方法 仮申込みを行った後、下記(3)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出するほか(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和7年2月12日（水）午後2時まで

(3) 必要書類

ア 津市公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「入札参加申込書」といいます。）

イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）

ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書に該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

- (7) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書
- (イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書
- (ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 誓約書

- ※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。
- ※ ア、オの書類は、津市ホームページからダウンロードし、若しくは入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。
- ※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。
- ※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3箇月以内の原本に限ります。
- ※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

(4) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札しようとする物件ごとに、下記4において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和7年2月12日(水)午後2時までに納付してください。

- ※ 口座番号については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレス宛てに電子メールでお知らせします。
- ※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。ただし、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し確認を受けた時は、この限りではありません。
- ※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。なお、落札者においては、契約保証金に充当します。
- ※ 入札保証金には、利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号	所 在	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市桜田町 20 番 6	48,048,000 円	5,285,300 円
2	津市津興字北阿漕田 276 番 2、同字南阿漕田 156 番 13	2,394,000 円	263,400 円
3	津市安濃町清水字筑原 336 番 1	1,360,000 円	149,600 円
4	津市白山町中ノ村字高戸 84 番 2	224,000 円	24,700 円

5 入札について

(1) 入札期間

令和 7 年 2 月 1 8 日（火）午後 1 時から同月 2 5 日（火）午後 1 時まで

(2) 開札

令和 7 年 2 月 2 5 日（火）午後 1 時以降に行います

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

2 の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

- (3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合により、落札の決定が取り消された場合は、7の契約を締結することができません。

7 契約について

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、契約を締結することになります。契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和7年3月17日（月）午後5時15分までに本市に提出してください。

ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行った上で、1部のみに収入印紙を貼付して、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

イ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。なお、登録免許税額は下記のとおり

物件番号1	786,700円
物件番号2	38,800円
物件番号3	30,600円
物件番号4	1,900円

8 契約保証金

- (1) 落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後、なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和7年3月11日（火）午後5時15分までに当該不足分の契約保証金を納付してください。
- (2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。
- (3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和7年3月17日（月））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提

出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、物件ごとの契約書案（別紙⑤、⑥、⑦及び⑧）で確認してください。

- (1) 本市は、各物件の引渡しまでの危険負担を負いません。
- (2) 本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いません。
- (3) 各物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
- (4) 各物件の所有権移転後、本物件について、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知していませんので、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和7年3月27日（木）午後5時15分までに、本市の発行する納付書により納付しなければなりません。

11 所有権の移転及び引渡し

物件の所有権の移転及び引渡しは、売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、同時に引き渡すものとしします。

なお、所有権移転登記は本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書

並びに契約書案、売却システム、津市ホームページ記載の全ての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

(1) 物件に係る現地説明会等は開催しません。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認をしていただくこと。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

また、入札公告及び物件調書等の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

(2) 物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。

(3) 落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。

(4) 入札参加申込みに係る物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。

(5) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。

(6) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用担当・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

F A X 059-229-3444